

社会福祉法人 武蔵野 一般事業主行動計画 第5期

「次世代育成支援対策推進法」に則り、当法人も職員が仕事と子育てを両立させることができ、かつ職員全員がそのもつ能力を存分に発揮できる職場環境を整備するため、下記の通り、行動計画を策定するものとする。

1. 計画期間 令和6年7月1日～令和9年6月30日までの3年間

2. 内 容

<目標1> 計画期間内に育児休業取得を下記の目標とする
男性職員…計画期間内に4名以上取得するものとする
女性職員…計画期間内に出産予定職員の取得率を80%以上とする

<対策> 令和6年7月～令和7年3月
育児休業を取得できることを周知するため
育児休業メンター制度の活用及び情報提供を
施設内研修や会議等で行う

令和7年4月～ 育児休業中の職員で希望する者を対象に職場復帰
支援の相談会を実施する

<目標2> 計画期間内の所定外労働時間の削減を図る
毎週1回水曜日のノー残業デ이의徹底実施

<対策> 令和6年7月～12月 所定外労働時間の現状分析を行う

令和7年1月～3月 業務の効率化に向け、各施設において日常業務を
見直し、分業化、省力化を図るための検討を行う

令和7年4月～ ICT導入等による業務の効率化・省力化を実施し、
ノー残業デいを徹底する